

新古今和歌集の撰集態度と撰集事業

小島, 吉雄

<https://doi.org/10.15017/2557108>

出版情報 : 文學研究. 5, pp.47-72, 1933-07-10. 九州文學會
バージョン :
権利関係 :

新古今和歌集の撰集態度と撰集事業

小島吉雄

數ある勅撰集の中でも新古今和歌集は最も豊富にその撰定の経緯を示す資料をもつてゐる。随つて新古今集撰定に關する研究は今日までで既に精倒の域に達してゐる。管見は、ただその日溜りの落穂を拾ふに過ぎない。

一、撰者の選定とその前後の事情

建仁元年十一月三日に左中辨奉書を以て上古以後の和歌を選進すべしとの勅命が六人の歌人に下つた。これが新古今集撰定の始まりだといふことは既に一つの常識である。そして、その六人とは、源通具、藤原定家、藤原家隆、藤原有家、藤原雅經、及び沙彌寂蓮であつて、この六人が即ち新古今集の所謂撰者であることもこれ亦常識となつてゐる。ところで、これらの人々が皆和歌所の寄人であり、そして、當時のすぐれた歌人であり、相當地位もあり家柄もあつて後鳥羽院側近の奉仕者であつたことから考へて、撰者の人選には大體次のやうな條件が考慮せられたものも推測される。一、撰者は和歌所の寄人の中から選ばるべきこと、二、和歌所の寄人ではあつても、前の勅撰集時代に活

躍したころの歌人、たゞへば、藤原俊成のやうな人は除かるべきこと、三、その作歌上の力量と貫祿とが撰者たるに充分であることは勿論、相當の地位と家柄とがあつて殿上人階級たるべきこと、隨つて、源具親の如きは殿上人であつても撰者としては貫祿が足らず、藤原秀能、鴨長明などはその力量はあるが、地下だから、何れも撰者たる資格を缺いてゐたのである。

然し、實際は撰者の人選は單にこれだけの條件によつてのみ行はれたものではないらしい。そこには幾分の情實がからまつてゐたのである。譬へば、源通具である。此の人は、漢學の素養もあり白氏文集の詩句などを翻案して歌にも相當の力量を示したのではあるが、撰集の如き綿密な仕事には不向きで、歌の故實典據に通ぜず、定家の明月記では、屢此の人の選出歌の杜撰なことを非難してゐる。古今著聞集にも、此の人が順徳院の御時、新調の御琵琶大鳥の撥面の繪様を畫いたが、その繪の典據がはつきりしないので當人に質問せられると、「只わがもに古くよりうつしもちて候」にばかりで、さつぱり要領を得ないから、「さてはその事正體なし、此の人はおし事する人にこそ」と沙汰あつてその繪様を用ゐられなかつた、といふ記事が出てゐる。これらから見ると、此の人は撰者として適任者でなかつたに拘らず、撰者のうちに加へられたのは、全く父親の源の通親の勢力がその背景にあつたかららしい。後年、通親が薨去して萬機院の御意志に出づるやうになつてからは、これまで撰集にたづさはつてゐた通具が次第に撰集のここから遠ざかつて行つたらしいことが明月記の記事から察せられるのもその一證となるであらう。

さて、また寄人から撰者を選ばれたといふことも注意すべきことであつた。

元來、建仁元年七月廿六日に右中辨奉書を以て和歌所をはじめらるべき院宣の下つた時に選ばれた寄人は、良經、

通親、慈圓、通具、定家、家隆、有家、雅經、俊成、具親、寂蓮（明月記による）の十一人であつた。もつこも、此の人名については明月記の記事に家長日記に相違がある。家長日記には慈圓がない。大日本史料が家長日記に攝政左大臣とあるのを攝政基通と左大臣良經との意に解してゐるのは誤りである。この攝政左大臣は良經のみを指してゐるこいふことは、同じ日記に同じ年の八月十五夜撰歌合の記事に良經のこゝを攝政左大臣殿としてみるを、且つ此の席には基通は出席してゐないのによつて證明出来る。元來基通といふ人は詩を作つたが歌を作らなかつた人である。基通が攝政をやめたのは建仁二年十二月であり、そのあゝを良經が左大臣のままで攝政してゐる。家長日記は追憶體の記事だから、斯様な書き方をしたのである。さて、明月記の記事は傳聞のままを記載したのであるから、事實その衝に當つてゐた家長の記録の方を信すべきであらうか。しかし、八月三日の和歌所影供歌合にも八月十五夜撰歌合にも慈圓は列席してゐるし、明月記には和歌所の見取圖に座主の席を記入してゐるのから見れば、寧ろ明月記の方を信じたい。家長日記は思ひおこしてゐるのであらう。また、家長日記をみるに藤原隆信、鴨長明、藤原秀能の三人が、あゝから寄人に加へられたと記してゐる。明月記には八月三日の初度影供歌合の時に「寄人に非ず」としるしてゐるから、その補任はそれよりのちの事でなければならぬ。

今、かかる寄人の顔ぶれを見て第一に感ずるこゝは、此の寄人の中に藤原季經や顯昭の名前が出てゐるこゝである。後鳥羽院は季經等の歌をお認めにならなかつたのである。院が六條派歌學を斥けたまうたことは御口傳に、季經の説を排撃し、又、顯昭に對しても輕蔑的な語氣をお洩しあそばされてゐるのに依つても拜察するこゝが出来る。院の庶幾し給うたのは俊成の歌風であつた。従つて俊成系の歌人の歌が御意になつたと考へられる。此の寄人の顔ぶ

れを見るに、良經、慈圓、家隆、定家、雅經、寂蓮は全く俊成系の人で寄人の大半を占めてゐるわけで、それがまた特に目立つのである。有家は藤原顯輔の孫、重家の第三子で六條家の嫡流であるが、元來が詩人であり、漢學の素養が深かつた人である。建久七年の良經第詩會をはじめ正治年間の良經第の詩歌合や兼良が法性寺の詩會などに出席して詩を賦してゐるが、歌の方も、御室撰歌合などには大家に伍してその作者となつてゐる。六條派の人ではあるが、九條家に親近し、俊成系にも親しみをもつてゐるたやうで、季經などの純粹六條家の人たちとは少し趣を異にしてゐる。かやうなわけだから、和歌所の寄人の人選の上から見たところでは、俊成系で和歌所を壟斷したやうにも見える。

次に寄人の顔觸から見てもう一つ注意せられることは、後鳥羽院側近者がその殆ど全部を言つていいいふことである。源具親は右京權大夫師光の子で院の女房の宮内卿の兄である。師光は千載集の作者でもあり、正治二年の院初度百首歌にも作者に列つてゐるが、世をすてて嵯峨の方にかくれ住んだ人である。また宮内卿は年若うして世を去つたが、院に御仕へした女房のなかでも殊に秀れた歌人であつた。その歌ゆゑに上皇の御寵愛の深かつたことは増鏡や家長日記の文によつて知る事が出来るが、その宮内卿の兄であり、師光の嫡男なるが故に具親は父と共にゐるた住居から院に召し出された。そして、上皇は彼の歌才を愛して兵衛佐に任せられたのであつた。(家長日記に據る)藤原雅經は、さうかといふに、彼は歌よりも寧ろ蹴鞠の方が専門であつて、建久八年二月に院の蹴鞠のお相手として鎌倉から呼び戻されて早速昇殿をゆるされ、院の側近に仕へまつたのである。此の人も亦上皇の特別の御寵遇を蒙つたといふことが出来る。また、寂蓮法師は、家長の日記によれば、世をそむいて後、都の外に庵を結んで佛道のみ修し

てゐたのを其の歌を愛せられるあまり、再び召し出されて上皇に常侍し、播磨の國明石の附近に領所を給うたといふ。藤原秀能、全じく隆信なきも言ふまでもなく院側近の數寄者である。定家、家隆なきはまた正治院初度百首歌以後、院御所への昇殿をゆるされた人々である。有家は正治の百首歌にはなほ作者の中に加へられてをらぬが、建仁元年三月の水無瀬殿影供歌合や二條殿新宮撰歌合には作者の一人として活躍してゐる。通親は、後鳥羽院の御乳母藤原範子と通じてこれを妻とし、その勢力を利用して其の女在子を納れて中宮とし土御門の外戚になつて威を振つてゐた權門である。後鳥羽院は特別な御關係にあつたので、院も屢々通親邸に御幸あり、時には御逗留あそばすこゝなきもあつたほごだから、歌にも興味をもつてゐる彼が此の寄人の一人になるこゝは當然のこゝであらう。通具は父の威光で寄人になつたのであらうが、彼も早くから院司になつて、院御所に奉仕してゐたのである。良經の方は、建久七年十一月に通親の陰謀によつて、父兼實が失脚して政界を隱退するの止むなきに至るに及んで、彼もまた謹慎閉門して出仕を控へてゐたのであるが、正治元年六月の任大臣節會に通親が自己の非望を達するために良經を左大臣に昇任させたので、彼は正治二年二月十八日五年ぶりで參院して上皇に拜謁した。その後と雖も彼の政治的勢力は微々たるもので、樞務はすべて通親の方寸から出てをり、通親の薨後は後鳥羽院御親政とは言ひ條、なほ卿二位藤原兼子が居つて叡慮を左右し奉つたのである。しかし、後京極攝政記なきを見ても分るやうに彼は公卿仲間ではすぐれた學者であつて、自らの家に屢々詩歌會を開き漢詩にも深い造詣があつたやうであるし、和歌の才もまた秀でてゐる。されば政治的には無能の地位に置かれてゐても、その文學的方面では後鳥羽院もなにか彼をお話相手にあそばされ、殊に此の正治二年の出仕以來はその方での彼の御信任は日毎に増して行つたものやうである。慈圓は俊成は寄人のう

ちでは一寸毛色を異にするものであるが、慈圓は九條兼實の弟にして又天台座主にして上皇は御面謁の間柄であり、家長日記には、元久元年十月十九日上皇の更衣尾張が卒去した時に上皇から慈圓に贈りたまつた御製があり慈圓がそれにお和へして慰め申してゐるから、その御關係は相當親しかつたものと思ふ。俊成は、いふまでもなく、上皇の私淑したまふ歌界の長老であり、正治以後、盛んに歌合の判者を命じ給うてゐるころから員に列ねられたのであらうと思ふ。

當時としては、これに選ばれた人々だけが優秀な歌よみでなく、權大納言忠良なきも當然入れらるべき人であつたが、入つてゐないのを見るに、忠良の母は顯輔の女であつて、六條家系統の歌人であつたが爲めかとも思はれるのである。結局、此の寄人の人選は、後鳥羽院側近の歌人の中から求められ、後鳥羽院側近の歌人には、俊成の御子左家系の歌人が斷然勢力を占めてゐたといふことになるのである。随つて、寄人の中から選ばれた新古今集撰者には、俊成系の歌人が多くて、それが中心的勢力であつたといふことになるのである。

然らば、さういふところから、此の俊成系歌人が後鳥羽院の周圍に集まつて大きな勢力になるに至つたか。元來、藤原兼實は六條家の藤原清輔に歌を學んでゐたのであるが、清輔の薨後、俊成に師弟の禮を執つた。俊成が當代歌界の長老だつたからである。爾來、俊成の一門は九條家の庇護のにもあつた。俊成の子の成家も定家も共に九條家の家司になつてゐた。殊に定家は父を繼ぐ歌才をもつてゐたので、建久の初めから良經の引汲するところになつた。これに對して、清輔の弟である季經とか顯昭とかいふ六條家の人々は源通親の家司になつてその保護をうけてゐた。兼實が政治的に失脚し通親が勢力を得るに、此れ等六條家の人々は通親の力を恃んで俊成一門を壓迫しようとする勢ひ

を示した。正治二年の晩春の事であつたが、皇太后宮から良經を通じて定家に歌合の歌を召されたところ、定家は季經一派の判者たる歌合には歌を出せないといふ意味の假名狀を良經に出し、(季經はその頃、良經第の歌會にも出席してゐた)その事が季經の耳に入つて季經が非常に立腹したといふ事があつた。そののち間もなく例の院の初度百首歌の作者を選ばれるに當つて季經が此の私怨を根にもち、通親をして定家等を作者に加へないやうに取計はしめたといふことが明月記に出てゐる。正治の院百首歌は通親が萬端の指圖をしてゐたものと見える。定家等を作者に入れようとする運動が可なり猛烈に行はれてをり、俊成も何度か通親に向つてその事を掛合つたが、通親が頑としてこれを拒んでゐるから、この事件は單なる私怨だけの事ではなく、歌壇二派の勢力上の争ひや、更に九條家と通親派との政治的勢力争ひなきが情實的にからみあつた結果の出來事だらうと思ふ。俊成は終に非常手段を以つて上皇へ直接に有名な假名奏狀を上つた。その結果、上皇の叡慮によつて定家、家隆、隆房の三人が作者の中に入れられた。俊成にはなほ陰然たる歌壇的勢力があつたのである。

正治の此の百首歌の事業は後鳥羽院の御作歌生活にこつて一つのエポックであつたと共に、當時の歌壇にも一つのエポックを劃するものであつた。後鳥羽院は此の百首歌で、定家、家隆の歌才をお認めになつた。そしてまた俊成の歌に御私淑あそばされた。而もこれを機會に上皇の和歌に對する御熱情が昂まつて來て、歌合や撰歌合は勿論、當座歌會が頻繁に催され、上述の歌人たちをそれに召しつぎへられた。即ち、俊成系歌人は此の正治百首を機縁として進出するこゝになり、從來から院の御側に侍つてゐた寂蓮や雅經なきも加はつて、こゝに一大勢力をつくり出したのである。後鳥羽院はまた前に述べた如く、六條派の歌人よりも俊成派の歌人の實力をお認めになつた。乃ち、後鳥羽院

の御庇護ミ良經の支持とによつて此の勢力は新興和歌の中心的勢力ミなり、後鳥羽院の御周圍に集まる新進歌人達に働きかけて行つた。具親も秀能も宮内卿もみなその影響下にあつた人々である。建仁元年の千五百番歌合は、彼等によつて醸し出された新時代風潮の決定的勝利を示すものである。新古今的な氣運がこゝに萌して來た。和歌所開始が宣下されたのも豫期せらるべきことであつた。

和歌所設置は、全く後鳥羽院の愾慮に出づるものであつた。これを以て新古今集撰定の前提だミ見る説は正しい。しかし、新古今集撰定の事業を論ずるものは先づ正治二年の院百首歌のこゝから説き起さねばならぬ。新古今撰定の事業を生むべき氣運は此の正治百首にその端を發するこゝ前述の如くだからである。家長日記には、

男にも女房にもかく若き歌よみおほくつきひて、晝のほご職事辨官まるこして萬機の政ぎもなめれば、夜は御歌合和歌會夜ごに侍る。こゝ、かしこの隠れにうちぞめきつ、おのがじし案じあへり。かやうに常のこゝなれば、よきあしき多くつもれる歌ぎも、また古き歌も昔の人おのづから見及ばざるもあるべし。かれこれ心を心の及ばむかぎりもこめ集めて奉るべきよし六人におほす。

こある。

千五百番歌合は、いはば、和歌所設置並びに撰集事業への前景氣つけのやうなものであつた。この歌合の會が實際に催されたものかぎうかに就いては、わたくしは疑問を有つてゐる。明月記によれば、此の建仁元年六月六日に源家長をして仰が下されてゐる、六月十一日に定家が詠進し、十六日に院の御製を拜見してゐるこゝまきの記事があるが、歌合の行はれた記事がない。六月二十三日になほ百首詠進の事が見える點から考へるに、此の日頃までには歌合が行

はれてをらぬ。三千首の歌をそれぞれに適當に處理することは容易なことではない。而も、一ヶ月のちの七月廿六日には、和歌所を開くための奉書が下つて、院も歌人もその方に専念しはじめてゐる。思ふに、恐らく實際の上のあつまりはなくて、各作者上進の歌を長房なきが奉行して、整理し、左右を適當に番はせて、さてその出來あがつた卷を各判者のもこへ送つて判をもこめた、紙上だけの歌合だつたのではなからうか。

却説、和歌所が設置されると直ぐ撰集の沙汰があるべきだつたと思ふのであるが、上皇の熊野御幸の事なきがあつて、十一月まで延び延びになつたのであらう。還御せられる直ぐ和歌選進の敕命があつた。試みに撰集關係の人の年齢をあげてみると、建仁元年には、定家四十歳、家隆四十四歳、有家四十七歳、良經三十四歳、雅經三十二歳、通具三十一歳、後鳥羽院二十二歳であつた。

二、撰集の過程と撰集方針

新古今の撰集事業は四期に分たれる。第一期は撰者の選歌時代、第二期は上皇の敕選時代、第三期は部類時代、第四期は切繼の時代である。

建仁元年十一月三日以後、建仁三年四月二十日前後までの一年有半は、各撰者が各々別々に上古以來當代に至る數多の歌の中から自ら優秀と信ずる歌を選び出す事に従事してゐた時代であつた。明月記を見るに、定家なきは随分そのために努力してゐるやうである。選歌のために眼を腫らしたこともあつた。選歌の公正をねがふ爲めに北野天神に祈願をこめたこともあつた。日記にあらはれた限りに於ては彼の態度は熱心で嚴肅だつた。他の撰者もそれぞれ同様

な努力を續けたのであらうと思はれる。此の間には、また自分の歌の入選を神佛に祈願する歌人があるばかりでなく、中には撰者のところへ直接押しかけて行つて入選運動をするものも尠くなかつたやうだ。家長日記はさういふ事實を美しい筆致で物語つてゐる。但し撰者達はさういふ運動にどれだけ動かされたか、今日では知る手筈がない。

撰者の選歌の資料とした家集、百首歌、歌合類には、それぞれに幾分かづ、相異するものがあつたであらう、しかし、萬葉集、古今和歌六帖、三十六人家集などは、みんなが共通に利用した有力な資料であつたらう。定家の明月記の建久九年三月廿五日の條に、「六帖又雖非如勅撰、於和歌不輕々者也」ミ和歌六帖の事を述べてゐるから、これによつて當時の人々の考へがさういふものであつたかゞ分るであらう。萬葉以外に、三十六人家集や和歌六帖から採録したミ思はれる歌が現存新古今集中にも相當に多いのである。

新古今集序文には、古今集以下七代集に出てるる歌は採録しない方針だミ言つてゐるから、恐らく、七代集には材料を求めなかつたであらう。また同じ序文には、「昔今時をわかつたず、たかきいやしき人をきはらず、目に見えぬ神ほミけのここの葉も、鳥羽玉の夢につたへたるここまで、ひろくもこめ普くあつめしむ」ミあるから、選歌の料をば出来るだけ廣く多く集めそを涉獵して、そのうちから出来るだけすぐれたものを選び出さうミしたことであらう。

かやうにして選び出された歌は、一人につき、ざれ位の歌數だつたのかは、現存の史料では分らない。選歌は撰者各個別にこれを上進した。建仁三年三月七日に上皇の熊野詣の間に清書しておき、還御あるミ直ぐ進上するやうにこいふ達しがあつたので、それから暫くは撰者達は特に忙しい日を送つてゐるやうだ。四月十一日に家長から二十日までに選歌を上進すべしミ通達してゐる。源通具は十九日、定家は二十日に夫々上進してゐるから、先輩の説の如く四

月二十日前後には各選歌が出揃つたものと考へてよろしい。撰者六人のうち、寂蓮は早く卒去してゐるので此の數には入つてゐない。

選歌上進後、一年餘を経て元久元年七月廿二日に部類のため各撰者を和歌所に召集せられた。此の一年餘日の間に上皇は御躬ら各撰者進上の選歌に勅點をあそばされたのである。上皇は此の年の六月二十一日から七月初旬にかけて御不豫にわたらせられ、その御快氣に赴かせられると共に部類の敕命が下つたのであるから、實際に御敕點を終らせられたのは六月中旬以前にあつたのである。御敕點については、實に御熱心に渡らせられた。

すべて此の歌ゑらせ給へるさま、まことに毛を吹き疵を求めらる。五人撰者をのの撰じあげて後、ここごこしく御覽じとをしてその中にさもあるを御點有て左近將監清範かきいだしてのち、それをまた御覽じて三度まで書きいださる。まことに人がらのくたりかしこくおろかなるによらず、たゞ歌のていをさきこして中々かずならぬかた山寺の法師ばらなぎまで此道にたくみなるは、おのづからもれざるも侍るべし。(中略)すべて二千首におよべるを、そこら御覽しあへさせ給へれば皆此歌をも御心のうちにかべさせ給へるぞ、さも有がたきまでおぼえさへ給へる。されぎ、まさしうさほごきはおもひまらせさりしに、心みよこ仰せられて、部類したるを二三句取出されて、上をよめ下をば皆仰せられんにて一卷をひきかへして上をよみあぐれば、下はここごこくにくからず、これはここわりなるかたも侍る、たゞかりに二三度御らんじたる事だにつゆ忘れ給はず、まして度々さうせ給ふまでよしあしを思食分けていつれか御心のそこにまらざるべき。昔もためしなき撰首(集ノアマリカ)に侍れば(家長日記)

こいふのが、その御様子をよく物語つてをる。「萬機まつりごこもさしおかれて、大事さは此の歌のさたのみぞ侍る」(家長日記)と言はれるほご萬事を御放擲遊ばしての御意氣込であらせられた。

かやうにして上皇の御手に選び残された歌が再び撰者の手に廻されて、こゝに部類こいふこごが始められた。御勅點は各撰者の上進したのを書き改め整理するこごなくして、そのまゝに遊ばしたのであるから、同一の歌が數人の撰者によつて選ばれてゐるやうなき御勅選の中にも歌の重複があつたであらう。部類は、さういふ重複のものを整理し、四季その他の部立に従つて歌を分類し配列の順序を定め、作者名や題詞の記入の仕方を統一し、以て一卷の體裁を整へる事務である。

部立の方針は先づ古今集に倣つて卷を二十に別つたが、その範を七代集中でも千載集の分類にみり、その配列の順序は前半が大體、後拾遺に、後半が大略、千載集に従つてゐるが、釋教部を神祇部より後においたこごは、神祇尊重の思想風潮の上から注目すべき點である。

源家長が例によつて事務の進行係で、五人の撰者がこれに従事した。しかし、五人だけでは手不足だつたこご見え、中途から源具親と藤原秀能が手傳つてゐる。宮内少輔平宗宣や以經なきいふ人たちが書記の事務に従つた。

七月廿七日に春上下を終り、廿八日に夏部を終へた。その、ちは、遅々として事が運ばなかつたやうで、八月廿二日明月記によれば、家長等と定家との間には既に確執が生じてゐる。同じく九月二十四日の記事には定家は和歌所の空氣が不愉快だから、九月に入つてからすつこ缺席してゐるこ言つてゐる。此の人は、さうも自負心が強く而も神經質過ぎたやうだ。十一月九日には、はじめて部類歌に御製を切入れるといふ記事が見える。

部類に於て最も面倒だつたのは、雑部と神祇部とであつたらしい。元久二年二月廿二日には戀の部及び釋教部の部類を終つたが、此の時、雑部は数が多いから多人數で一舉に片附けようといふので後日に廻して、次いで神祇部に取るか、つてをる。神祇歌で厄介なのは、神歌の順序を如何にするかの點であつた。藤原定家が神祇歌を選進しなかつたやうに説く説が一部にあるが、これは誤りである。兒山信一氏も述べてゐるやうに、あれは神祇歌の部類にたづさはらなかつたゞけのこゝで、定家の選進歌には神祇歌は勿論あつたのである。神歌の順序は院からの御差圖があつて、その歌の内容によつて、新古今の部立の順に従ひ、四季以下の順に配列するやうにした。雑部は、その多いのこゝ、撰進者の粗漏から詞書なきに誤りがあつたりしたのとて、整理が随分厄介だつたらしいのである。定家は中心になつて此の部を整理したのであるが、愚痴をこぼしながら、切出したり繼直したり、數日をこれに費してゐる。

明月記を見るこゝ、二月末には略大體の部類が出来上つたらしい。あとは、も一度見直して校正を加へるこゝにあつた。やがて、三月二日の明月記には次のやうな記事がある。

卷之始大略以故人置之、不可然、以定家家隆押小路女房等三人各可立一卷之始者、又繼直之、以家隆爲秋下部始、以女歌爲戀二始、以予歌爲戀第五始、依爲身事、態可入未也、此仰尤爲面目。

これは新古今部類にあつた一つの重大な方針を示すもので、成るべく當代歌人の歌をもつて各巻頭におくといふこゝを原則にしようといはれる寂慮のあらはれである。

總じて新古今の部類整理にあつたつては、第一に古今以下七代集の歌は載せないといふこゝ、第二に今あげた、現代歌人の歌を重んじて歌の順序配列を定めるこゝといふこゝ、第三に、その部類の結果から見るこゝ先例に倣つて四季と戀と

に特に力を入れてゐるこゝ、此の三つの方針が目立つのである。そして、此れ等の大綱は、凡べて後鳥羽院の叡慮に出てるるこゝ考へて間違ひない。こまかしい考勸のこゝは、たゞば作者名が間違つてゐたり、題詞の不統一であつたりした場合の訂正さか補筆さかは撰者の手でやつたのであるが、かやうな部類方針さか、または、配列の順序さか、或は相似た歌のあつた場合に何れを探り何れを棄つべきかといふやうなこゝは一々院の勅裁を仰いだのである。此の事は曩にいつた神歌の場合とか、巻頭を當代歌人の歌におきかへた場合さかいふ例でも明かであるが、その後切繼時代になつて、承元元年三月十九日又は元久二年三月廿八日の明月記の記事に、相似た歌や他の勅撰集に出てゐる歌を撰者が發見してその處置について勅裁を仰いでゐることなきもあるのである。また建久元年六月十九日の明月記に時代とか作者なきに不審があつて外記に問ひ質して訂正を加へてゐるのは撰者が專斷の例である。

部類は元久二年三月四日までに一ミほり終つて五日に目錄を作りはじめ六日の申刻に撰歌と荒目錄をを上皇の叡覽にそなへた。こゝに部類のこゝは一先づ終功したのである。

しかし、部類に従事した人が多人數だつたので、一人によつて統一された意志が部類に作用し得ず、部類體裁上に幾多の不備があつた。定家は「人數多而還有事妨」と歎じてゐる。現存の新古今集を見ても、同一人の同一の歌が二ヶ所に出てるたり、同一人の官位が所を異にして相異してゐたり、未精撰の部分が存在してゐるのであるが、當時は、それがもつち甚しかつたと考へなければならぬ。乃ち、精撰を期するための切繼が行はれる必要があつた。切繼には、今言つた體裁上の整頓といふこゝの他に、内容たる歌の精選さかいふ意味も含まれてゐた。すでにある歌を棄てたり、新に、秀歌を選んで集に入れたり、院御自身の御製を入れたりせられたのがそれである。

切繼は、新古今集の傳本の研究と相關關係をもつてゐるので近來諸學者の行届いた研究があるから今更ら詳述する必要を認めない。

切繼については、第一上皇の勅慮に出たるもの、第二藤原良經の要求によるもの、第三撰者の意見によるもの、の三種がある。撰者の意見によるものは、部類の際に申述べたやうに、主として集の體裁に關するもので、部類事業の繼續延長に屬する性質のものである。良經の要求によるものは、明月記元久二年三月廿四日並に元久二年四月十五日の記事に出てゐる。前者は九條師輔の歌の一首も集中にないのを遺憾としてその入集を命じたものであり、後者は歌の取捨、位置の置きかへを命じたものである。元久二年八月二日には上皇と良經とが合議の上十首切出されてゐる。良經や撰者の意見によるものは、さう澤山なく略上述で盡きてゐるのではないかと思ふ。これ以外は、すべて、院の思召しによる切出切入である。

上皇の勅慮による切繼は大部分歌そのもの、取捨であるが、たまには歌の順序の變更なきもあつたやうだ。切出された歌は、お讀みかへしになるに御意に召さなくなつた歌が大半を占むると思ふのであるが、切入られた歌には當時の歌人の新作歌が多く、次々に製作せられる歌のなかから御意に召したのを其のたび毎に集に加へしめられてゐる。しかし、集の歌の總數は、院が最初の御勅撰のときの歌數を標準として二千首より超えることを欲せられなかつたらしく、新たに切入られたが故に、また今まで載せられてゐた歌を切出されるといふことも行はれた。蓋し、かやうな流儀でやつてゆけば、切繼といふことは、いつ終功するといふことなく果てしのつかぬものである。定家が悲鳴をあげたのも無理はないと思ふ。切繼は終には上皇の一種の御道樂のやうにさへなつてゐたやうに拜察せられる。

家長日記には、

此のいだされる人々のなげきあへるさま、きくもつみふかくこそ侍れ。

こある。さもこそ思はれるのである。

元久二年の三月末から、承元四年九月まで、今日知られてゐるだけでも切繼は足掛け六年の長年月にわたつてゐる。況して、隱岐御撰抄本は、後鳥羽院の此の切繼精神の繼續であるに於てをや。

切繼時代には専ら定家と有家とが中心となつて働いてゐるが、それぞれ六條家と二條家とを代表してゐる學者である。こも興味深い。その頃、今古珠玉集の撰せられた時にも此の二人がたづさはつてゐる。

三、序文に就いて

新古今集には眞名序と假名序とがある。この兩序のあるは、古今集に學ぶのである。即ち、古今集をその本源とする新古今集の撰集精神のあらはれに他ならぬ。

新古今集の家長自筆本奥書によれば、元久元年にそれぞれ勅定によつて眞名序を藤原親經が假名序を藤原良經が承つた。翌二年二月二十一日に左大辨親經の眞名序が奏覽せられたと明月記に見える。愚秘抄には、良經が此の眞名序を補正して伏羲基皇德而四十萬年、異域自雖觀聖造之書史焉、神武開帝功而八十二代當朝未聽勸策之撰集矣、と書いたといふ。事の眞疑は俄に斷定出来ないが、良經としては此れくらゐのこゝは何でもなく出来たであらう。續本朝通鑑には、良經の暴死は菅原爲長が新古今眞名序作者を命ぜられなかつた故に害刺したのだといふ説があるを記してゐる。

る。爲長の序の作者たらむに望んでゐたことは愚秘抄にも見える。爲長は紀傳文章道に於て家學をたて、ゐる菅原氏の一族である。良經第の詩歌會なごにも常に出席して、その序文なごをも作つたりしてゐる。親經はまた弘陰以來の名家たる日野氏の嫡流であり、文章博士で、後鳥羽、土御門の侍讀として儒者の上藤を以て稱せられ、建仁改元にあつては、革命勅文を上進してゐる。爲長は秀才ではあるが、その名望よりいへば親經に一籌を輸する。眞名序に親經の選ばれたのは當然の事であつた。

眞名序は竟宴以前に出來てゐたけれども假名序が出來てゐなかつた、めに、竟宴には使用せられなかつたもの、やうである。良經の假名序のこゝは明月記元久二年三月廿九日の條に出でゐるから、恐らくその後、日ならずして上進せられたものも考へられる。假名序は眞名序を、流麗な和文に翻譯したものである。定家は此の序を「眞實不可思議無比類者也」に感心してゐる。

これらの兩序とも古今集序を範例として、措辭に模倣のあごをこゞめてゐることは既に古鈔に指摘してゐるさほりである。しかし、此の序文には、曩にあげた撰集の二大方針を述べてゐるのみならず、撰者のたてまつれるを御勅撰あそばしたること、また撰者五人を命ぜられたるは古今後撰のあごを學んだものであること、なごが語られてゐて、内容が古今の序そのまゝの模倣ではない。

殊に、注目すべきは、上皇がみづから歌を選ばせたまひ手づから撰定に従事あそばしたこゝは我が國では未曾有の事であるさいふ點を強調してゐるこゝである。新古今集に上皇の歡慮が最高意志として遍在してゐるさいふこゝは、撰集過程を述べたこゝで既に明かであるが、この上皇親撰さいふことが新古今集の特色であり誇りであるさいふの

である。では何故に上皇がかかる親撰の舉に出でたまうたのかといへば、それは、「よもの海秋津洲の月しづかにすみて和歌の浦のあみをたつね」にある如く、御治世の目出度かつたことを此の集によつて後の世に傳へられむためであつた。さうして、此の御親撰の精神を明かにするために此の序文は、殊に假名序は院おんみづから宣ふ御言葉の躰をもつてしるされてゐる。

此の序文のなかには、上皇の御製の多く載せられてゐる事に對しての辯解の文があるが、これは彼の隱岐御本の跋文の精神に一致し、また、千五百番歌合の判詞なきに見える院の御謙退の御旨意と心が相通じてゐる。思ふに、これは院が思召しを以て書き加へしめられたものではなからうか。

四、選歌標準と新古今集の歌

以上、新古今集撰集の経緯を考へてくるに、その序文に強調してゐる如く、全く新古今集は後鳥羽院の親撰と言ふべきで、五人の撰者は、その親撰のために資料を提供し、部類の事務にたづさはつただけの、單なる親撰事業の助手に過ぎなかつたのである。撰者の選歌事業は、親撰のための準備行動に過ぎなかつたのである。

撰者の意見は自ら選進した歌の上には、はつきり現はれてゐたであらうが、新古今集の上には不完全にしか出でないものである。部類にあつては、事務的な方面即ち詞書の字句の上や作者の記名の上に一定の體裁上の統一を與へるために獨斷はゆるされたけれども、それも少し面倒なものになるに勅裁を仰がねばならなかつた。歌そのものに變改を加へ改集すべき權限は撰者には全くない。もつとも、定家の如く、自己の所存を進言するものがあつて、それが上

皇の容れられるところになつたこともあるが、それは撰集に於ける撰者の権限の問題は別箇の事に屬する。

撰者達に比較すると藤原良經の方が集に對して大きな権能を有つてゐる。自分の先祖の歌が入つてゐないから言つてそれを入れさせたり、自分の意見によつて改集させたりしてゐるところを見給へ。しかし、彼は切繼時代になつて、切繼の歌に就いて自見を少しばかり吐いたに過ぎない。撰集全體にわたつて彼は彼の意志を作用させてゐない。撰集のこゝは後鳥羽院の御事業であつて、良經には直接關係のないことだつたし、また後鳥羽院へ御遠慮申す心もあつたからであらう。後鳥羽院親撰たるこゝは此のために否定せらるべきでない。

後鳥羽院は勿論英俊の君であつた。院は京都大内の盛時にあこがれたまうた。そのあこがれも思慕もは凝つて、時代を昔に還さうといふ御努力もなつてあらはれた。詩歌管絃を愛し給つた異常の御熱情も、上皇が如何に延喜村上の御代の昌平を慕ひます御心の深かつたかを物語るものである。而して此の同じ思慕の心持から上皇の王政振張の御計畫が生れ、倒幕の御企畫が醗酵した。不幸にしてその御計畫には見込み違ひがあつて、承久の敗戦になつたけれども上皇の叡慮のほきは充分伺へるのである。新古今集の撰定に奔走あそばされたのも、院の御治世を延喜天曆の聖代に並べて後世の國民が謳歌するやうにこの御思召であつたといふことは既にその序文の章で説いた。

上皇はまた蹴鞠、琵琶をはじめ、あらゆる遊藝に御堪能であらせられた。拜察するに、上皇には自ら恃して譲らざるの御氣象がましましたやうである。上皇の和歌に於ける御才能も當時の群鷄をはるかに抜くものがあつた。後鳥羽院御集一部、その御歌才の如何にすぐれさせ給つたかをよく物語つてゐる。

和歌に於て上皇の庶幾せさせ給つたのは、曩にも述べたやうに藤原俊成の歌風である。御口傳によれば、

釋阿はやさしく艶にころもふかく哀れなるころもありき、こゝに愚意に庶幾するすがたなり。

と宣はせられ、その御詠風は俊成のあこを追はせられてゐるやうに拜せられる。

俊成の歌は物あはれな情緒を印象的に表現するのに成功してゐる。後鳥羽院の御製もまたその方にすぐれた特色を御發揮になつてゐる。後鳥羽院はまた西行法師の巧まざる自然的な發想と實感の籠つた詠風とに心を寄せたまうてゐる。同じく御口傳に、

西行はおもしろくて、しかもころもふかくてあはれなるありがたく出来がたきかたもこゝに相かねて見ゆ。生得の歌人におぼゆ。これによりて、おぼろげの人のまねびなんぎすべき歌にあらず、不可説の上手なり。

こ仰せられてゐる。西行の衣鉢をもつこも多く傳へてゐるものは慈圓であるが、後鳥羽院も西行の影響を相當蒙らせられたものを見るべく、俊成の正統に西行の風をこり入れ、更に古來の秀歌を滋養し、また一方當代の一風潮たる定家等の具象的感覺的表現法を學んだ才藻煥發の歌が院の御製に見奉るべきであらう。

院の歌學もその御歌のやうに、やはり俊成の流れを汲ませられたやうで、六條家の歌學もその態度を異にしてをられる。院の撰歌の御標準は御口傳の中からは具體的なこまかしいこゝを伺ふことが出来ない。新古今撰集の頃に院が御歌判あらせられた千五百番歌合や水無瀬釣殿六首歌合なきを材料としてその當時の院の撰歌上の御標準といふものを拜察してみると管見では、一、概念的説明の歌よりも客觀的景趣を印象的に表現した歌を好まされたこゝ、二、ごちらも客觀的景趣を描出してゐる場合は、あはれ深く物侘びた趣に於てまさつてゐる方に團扇をあげられてゐるこゝ、三、非印象的概念歌の場合には發想の自然なるに従はれたこゝ、四、内容が深い感傷的詠歎から出てゐる場合こゝ

か、内容はともかく言葉のうるはしく音楽的律調をもつてゐる場合もか、これに價値を認められたこと、五、斬新で、心惹かるべき一つの趣をそなへ、優美可憐の情思のある用語もか構想もかの歌を愛せられること、こいふやうなものであり、結局、後鳥羽院の御理想の歌は、優麗艶美の歌調をもち、清新で複雑な情趣美も甘美な感傷性もそなへた品位ある歌にあつたので、譬へば、

思ひつゝ、へにける年のかひやなきただあらましの夕暮の空

のやうなのがその御自慢の歌だつたのである。(なほ詳細なことは九大國文學第一號所掲拙稿を看られたし)。

今回の御親撰にあつても、大體右様の御考へに従はれたこと、三拜察して大過はなからう。家長日記には、更に、今回の勅選には、病ひある歌をもすてられず、「ただよきをさき」せられたこと述べてゐる。「よき」こいふのは歌の優秀なるをいふのであらうが、所謂歌式にある歌病こいふものを無視せられたこといふのである。

次に、良經の和歌に於ける嗜みはさうであつたか。良經には家集秋篠月清集の他に、歌合判に千五百番歌合があるが、それには判詞がなくて、判詞の代りに漢詩で自分の感想をのべてゐるので、その歌判標準は充分分らない。しかし、その勝負のつけ方の傾向を概観してみると、彼の好みこいふものが、やはり彼自身の歌に於ける同傾向を辿つてゐる。すなはち、彼の歌は詞藻華麗放膽であつて妖艶の美にこみ繪畫的色彩美のゆたかな點を特色こしてゐるのであるが、千五百番歌合で彼の勝こした歌は、概して明るい繪畫的色彩的形相に富んだものであつて、感傷的詠歎の稀薄な叙景的傾向のものが多いやうである。後鳥羽上皇もやはり繪畫的情趣の歌を好ませられたが、その場合には、前にのべたこほり詠歎的な要素の濃厚なものがあつて、感傷的情趣のあるものを尊ばれたのである。此れは彼れに比す

れば、より官能的、彼の内面的なのに對してこれは外面的な歌を好んだのである。

さて、後鳥羽院の最初の敕選は選者の選進した資料の範圍内で行はれ、それがやがて新古今集の基本をなす以上、撰者たちの選歌標準といふものをも亦ここに一應、考察しておく必要がある。

各撰者の選擇標準といふものを見るには撰者名の頭書ある合點本系の新古今集は有力な資料である。然し、これだけでは充分だとは言へない。そこには後鳥羽院の御意志が加はつてゐるからである。これを補ふものは、歌合の歌判であり、歌論の類であり、各人の歌風の傾向である。ところが、定家を除く他の各撰者には歌判歌論の類が乏しく、有家なきには纏つた家集すらない。

新古今集の撰者名を調べると、通具の選出歌は他の選者の選出歌と合致しない率が非常に多い。その理由としては、歌判標準に相異があるのか、選出歌の原據となつた歌集に相異があるのかの二つが考へられるのであるが、現存新古今集を通じては、原據にした歌集が他の選者のと相異してゐたこと斷言出来る證據が調べてみたけれどもない。では選歌標準がちがつてゐたのであらうか。いふに、彼の歌論や歌判の今残つてゐないために、これもはつきりしたことは分らない。ただ、かういふことは言へる。即ち、彼の歌には懸詞の使用が目立つて多いことや、その表現に古今集的な概念的平淡味の多分に存してゐるといふことである。歌調の輕快さといふ點では定家や家隆などに引けを取らないが、官能的な描寫さか高朗な律調美さかといふ點になるに、かなりの軒輕がある。蓋し、通具の歌は清輔の歌風より出て更に時代の流風に染まつたものであらう。

ところで、此の通具の歌についての説は同時に有家の歌についてもあてはめいふことが出来る。随つて有家と通具

こには頗る共通點が多いのである。而も、この歌風の特色を觀た眼で、その選歌の方を通覽してみるに、當代人の作を選んだ場合には判然しがたいが、古人の歌を選んだ場合には、その歌風にあらはれたやうな特色の歌が餘計選出せられてゐるやうに思はれる。これも亦二人にも言はれ得るこゝである。おもふに此の人々の好みの中には、なほ六條家歌學の遺風が存してゐたのであらう。

家隆には家集壬二集の他には、健保二年九月晦日の月卿雲客妬歌合、嘉祿二年四月二十二日の後鳥羽院自歌合及び土御門院御集の評詞がある。すべてこれらの判詞は彼の晩年のもので新古今集時代の參考にするのには幾分不適當であるが、家隆の場合は、さほゞ年齢の差によつてその歌觀も變つたことは考へられぬから、それをも參考にして彼の歌評態度を見てみるこゝいふに、彼はたけ高きこゝいと艶にをかしいといふこゝを第一に考へてゐたらしい。歌調の高朗なるに豊艷な情趣をいふのである。彼のゑらんだ歌を見るに、新古今選歌の當時に於ても大體この歌調の高朗なるものをゑらび、情趣豊かなものを選んでゐる傾向があり、感情の深くこもつたものを喜んだので、概して言へば彼と後鳥羽院とはその歌風が相近かつただけ、その歌に對する好みもまた相似てゐたやうだ。

雅經は此の頃まだその個性が稀薄であるけれども先づ家隆なきに同部類に屬せしむべきか。

一家の歌については歌風の方も歌論の方も、近來すぐれた研究が出てゐるから、今は省略に従つておくが、畢竟彼の歌は良經の歌風に同じ特色をもつものであつて、彼自身の理想をば、「こゝは古きを慕ひ心はあたらしきを覓め、及ばぬまでも高き姿を願ひて寛平以往の歌に習ふ」(近代秀歌)といふ點においてゐたやうである。言葉は三代集を出づべからずと言つた彼だから、古今集を宗としてゐたのは勿論であるが、特に寛平以往と言つたのは、「今の

世は花山僧正・在五中將・素性・小町が後絶えたる歌のさまわづかに見え聞え侍るなり」言ひ、貫之の歌には餘情がないさけなしてゐるのなきから推察するに、これは六歌仙時代を中心とする古今集中の時代古き歌を理想とした意味なのであらう。彼の選んだ歌には、果してかういふ傾向の歌が多い。

總じて、新古今集の選歌の上に見ても、或は當時の歌合判詞の種々相より歸納しても、大體に於て、當代の歌人の選歌標準には共通のものがあつたと言ひ得る。たゞへば、その歌合判詞の用語にしても、何れも「たけ高き」ミか「えん」ミか「心詞をかしくめづらしき」ミか「姿よろし」ミか「いふ語を共通して用ゐてをり、ただ、人々の個性によつて幾分、これらの用語の色の合が異なつてゐるのみである。此れを歴史的に見るに、藤原公任時代から漸次發達して來た歌合の歌判標準が、俊成に至つて統一せられ集大成せられ、この俊成の歌判標準が新古今時代の歌人に踏襲せられ發展させられたので、判詞も俊成が用ゐたのが、そのまま採用せられて行つたのである。中にあつて定家は、その學究的才能をもつて此の俊成の示した歌判標準を一層整備し、一層科學的に組織化した人であるが、その定家の歌判に於ける理想を、有心にありきなし、有心は餘情であり、その餘情の中に妖艶美を含んでゐるものである。なす説は首肯するに足りる。然しながら此のやうな餘情妖艶を歌に要求する心は、一人定家のみでなく、當時に共通するものであつて、此の新古今の撰者たちにも多少にも存するところのものであつた。

餘情といふのは、換言すれば、歌の言外に、ほのぼのとした一種の氣分が霧のやうに漂ひまつはつてゐることをいふのである。考へる。俊成の頃には、此の氣分には多分の感傷心が混つてゐた。何か、物がなしいやうな情趣といふものが多分に好まれた傾向があつた。それが建久の頃から急に變つて來て、感傷の心が、官能的陶醉によつて置きか

へられて來たのである。幽寂の氣分が華麗豊艶の情趣をなつて來たのである。何故にさうなつて來たか。これは此の文章の問題外だが、それは必然的な展開相だつたのである。良經邸の建久元年の花月百首はその意味で注意すべきものであつた。そして、さういふ風に時勢が動いて行つたのは、良經に定家が原動力になつてゐるにわたくしは考へるのである。

繰り返していふやうだが、俊成の歌に於ては、心持いふものが中心になつてゐる。出来るだけ言外の心持を豊富ならしめようといふのが餘情欲求の心である。此の餘情を豊かならしめむとする欲求は、その表現が出来るだけ具象的である事になり、複雑な物語的情趣を湛へたものにならざるを得ない。新しく生れて來た傾向は俊成の此の態度に一步を進めたものである。俊成から出發して、更に具象的表現を徹底させて視覺的表現にまで到達せしめるのである。繪畫的情趣を再現することによつて限りなき官能美を陶醉しようといふのである。俊成の立場は飽くまで情緒的といふ點にあつた。此の情緒的立場を止揚して感覺的視覺的にまで押しすすんだ新しい傾向は、官能的幻想美をその目標としてゐる。而して此の新傾向の極端に立つものが定家であり、その魅力を最も發揮したのが良經であつた。定家は言葉の感覺化に熱中し、良經は内容の官能美を發揮したからである。後鳥羽院や家隆は、俊成の情緒的立場を繼承し其れを守株しながら、猶ほ且つ此の定家等の新傾向の魅力に引かされて、その影響を蒙つた人である。有家は父の重家や伯父清輔等の六條歌風を受けついであるながら、一たびは俊成の影響を受け、再びはこの新傾向に影響せられて、時代に追隨して來た人である。彼の歌の技巧に長けてをり、情趣的内容よりも、理智的外形に美を求めむしてゐるのがそれを示してゐる。

後鳥羽院に定家とは、相對立する、情緒的歌風に視覺的歌風の夫々の代表者であるが、今いふこほりそれは根本的な相異對立でなくして、等しく俊成の作歌態度から出てゐる相對的對立に過ぎない。故に、歌に餘情美を求むることに於て相一致し、豊麗な官能的情趣を愛すると共に、また情緒的情趣をも喜んだのである。

新古今各撰者は、此の二つの對立の間に立つて各々その好むところに従つたのである。随つて新古今集に於ける選歌標準は各撰者の間に根本的態度の相違がなく、大體に於て、相共通する理念をもつて撰集の事に従つたのである。唯、此の集は後鳥羽院親撰であるが故に、撰集態度に關する限りに於て後鳥羽院の御理想が最も濃厚に出てゐる。見るべきで、客觀的景趣を歌つた歌、哀情のこもつた優艶の調が、努めて撰集せられてゐる。こ見なければならぬ。(完)